参議院

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、令和七年六月二十五日次のとおり決定された。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程（昭和五十四年七月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第三十八条　〔略〕 （議員課） **第三十九条**　議員課においては、次の事務をつかさどる。 一～八　〔略〕 九　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に定める調査研究広報滞在費の報告書及び領収書等の写しの受理及び公開に関すること。 十～十五　〔略〕 **第四十条～第五十五条**　〔略〕	**第一条～第三十八条**　〔略〕 （議員課） **第三十九条**　議員課においては、次の事務をつかさどる。 一～八　〔略〕 〔号を加える。〕 九～十四　〔略〕 **第四十条～第五十五条**　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規程は、令和七年七月一日から施行する。

裁判官訴追委員会

辞令

（事務局長）裁判官訴追委員会参事　山本　麻美

（事務局次長総務・事案課長事務取扱）同　樫野　一穂

願により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

衆議院法制局参事　浅見　剛成

裁判官訴追委員会参事に任命する

事務局長を命ずる

裁判官訴追委員会参事に任命する

事務局次長を命ずる

総務・事案課長事務取扱を命ずる（以上七月一日）　熊谷功太郎

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理　国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（以上六月三十日）　内閣府特命担当大臣　平　将明

サイバー安全保障を担当させる　増　一行

内閣サイバー官に任命する　飯田　陽一

判事兼簡易裁判所判事に任命する　山田　裕文

（仙台高等裁判所判事）判事　小田誉太郎

（福島家庭裁判所判事兼福島地方裁判所判事）同　園田　稔

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　橋本　都月

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七月一日）

宮内庁

（管理部庭園課長）内閣府技官　関根　達郎

環境省に出向させる（六月三十日）

（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長）環境技官　宇賀神知則

内閣府技官（管理部庭園課長）に転任させる（七月一日）

復興庁

（統括官付参事官）復興事務官　鹿嶋　弘律

農林水産省に出向させる（六月三十日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　関野　裕人

水戸地方検察庁検事に配置換する

水戸地方検察庁下妻支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（六月二十八日）

（福岡区検察庁副検事）副検事　松島　隆二

（松山区検察庁副検事）同　城戸　賢蔵

辞職を承認する（各通）

小川　玲子　蘭　信三

小林　七郎　髙橋　太郎　須田　洋平

広津　佳子　森岡　仙太　奥田　沙織

難民審査参与員に任命する（各通）（以上六月三十日）

財務省

（主計局次長）財務事務官　前田　努

大臣官房総括審議官を命ずる

（名古屋国税局長）同　湯下　敦史

大臣官房政策立案総括審議官を命ずる

兼ねて大臣官房審議官を命ずる　一松　旬

（大臣官房付兼大臣官房審議官）同

大臣官房審議官を命ずる

兼ねて大臣官房公文書監理官を命ずる

大臣官房審議官兼務を免ずる

（大臣官房付）同　渡辺　公徳

（関東信越国税局長）同　岩佐　理

大臣官房審議官を命ずる（各通）

（主税局参事官）同　細田　修一

大臣官房審議官を命ずる

兼ねて主税局参事官を命ずる

（総務省大臣官房審議官）総務事務官　原嶋　清次

兼ねて財務事務官に任命する

兼ねて大臣官房審議官兼大臣官房審議官を命ずる

（総務省大臣官房審議官）総務事務官兼財務事務官　阿向泰二郎

財務事務官・大臣官房審議官兼務を免ずる

（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　林田　雅秀

財務事務官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　吉沢浩二郎

財務事務官に任命する

主計局次長を命ずる

（大臣官房総括審議官）財務事務官　寺岡　光博

関税局長を命ずる

（大臣官房付）同　井口　裕之

理財局長を命ずる

（同）同　柴田　智樹

理財局次長を命ずる

（国際局次長兼大臣官房審議官）同　緒方健太郎

国際局長を命ずる

兼ねて国際局次長事務取扱を命ずる

大臣官房審議官兼務を免ずる

（大臣官房公文書監理官）同　奈良井　功

名古屋税関長を命ずる

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　江島　一彦

国税庁長官を命ずる

（関税局長）財務事務官　高村　泰夫

内閣官房に出向させる

（大臣官房参事官）同　鈴木　孝介

内閣府に出向させる